

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い
我が国が実施する措置に関する法律第 1 5 条に基づく土地の
使用等に関する訓令の改正について

1 概要

防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 1 1 8 号）の施行に伴い、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第 1 5 条に基づく土地の使用等に関する訓令（平成 1 6 年防衛施設庁訓令第 1 5 号）について、所要の改正を行う。

2 改正の内容

防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、訓令第 1 0 条に定める別記第 2 号様式中「内閣総理大臣」を「防衛大臣」に改める。

3 施行期日

防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行日（平成 1 9 年 1 月 9 日）とする。